

○厚生労働省告示第百八十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年四月二十二日から適用する。

令和二年四月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前							
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)							(略)							
2997から 3004まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							3あり	アダリムマブ、ゴリムマブ、セルトリズマブベゴル、トファシチニブクエン酸塩、パリシチニブ、ペフィシチニブ臭化水素酸塩、エタネルセプト、ウバダシチニブ					3あり	アダリムマブ、ゴリムマブ、セルトリズマブベゴル、トファシチニブクエン酸塩、パリシチニブ、ペフィシチニブ臭化水素酸塩、エタネルセプト
							(略)	(略)					(略)	(略)
(略)							(略)							
3272から 3289まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ベムプロリズマブ、M004 (3のイに限る。)、カバジタキセルアセトン付加物、アピラテロン酢酸エステル、エンザルタミド、アバルタミド、ダロルタミド、ドセタキセル、化学療法、塩化ラジウム (223Ra)、放射線療法、G005、J045なし	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
							(略)	(略)					(略)	(略)
							4あり	アピラテロン酢酸エステル、エンザルタミド、アバルタミド、ダロルタミド					4あり	アピラテロン酢酸エステル、エンザルタミド、アバルタミド
							(略)	(略)					(略)	(略)
(略)							(略)							

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表

別表

	薬剤	番号
(略)		
16	<p>エヌトレクチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>5、6、1769、1842から1845まで、1920から1922まで、1940、1941、1953、1969、1970、2234、2463から2466まで、2480、2481、2500、2502、2519、2520、2552から2554まで、2596から2598まで、2612、2613、2631、2632、2637、2860、2868、2869、2879、2880、3046、3047、3098から3100まで、3121、3131、3223、3224、3234、3258、3259、3275、3290、3291、3381、3382、3404、3405、3513、3539及び3540</p>
	<p>エヌトレクチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>1940、1941、1953及び1964</p>
(略)		
19	<p>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>3575</p>
	<p>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年12月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>3575</p>

	薬剤	番号
(略)		
16	<p>エヌトレクチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年6月18日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>5、6、1769、1842から1845まで、1920から1922まで、1940、1941、1953、1969、1970、2234、2463から2466まで、2480、2481、2500、2502、2519、2520、2552から2554まで、2596から2598まで、2612、2613、2631、2632、2637、2860、2868、2869、2879、2880、3046、3047、3098から3100まで、3121、3131、3223、3224、3234、3258、3259、3275、3290、3291、3381、3382、3404、3405、3513、3539及び3540</p>
(略)		
19	<p>ダラツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年8月22日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>3575</p>

40	ポサコナゾール（錠剤に限る。）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1692から1694まで、 1698、3512、3521、 3531、3534、3537から 3539まで、3548、 3563から3566まで、 3569、3572、3576、 3578、3580、3584、 3586、3973及び3977
	ポサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1694から1696まで、 1699、1700、3513、 3514、3517、 3522から3524まで、 3532、3535、 3538から3542まで、 3550から3555まで、 3564から3566まで、 3571から3573まで、 3577から3579まで、 3581から3583まで、 3588から3590まで、 3975及び3981
41	レボチロキシシンナトリウム水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年1月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3161
42	レナリドミド水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3541、3542及び 3553から3556まで
43	pH4処理酸性人免疫グロブリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3539及び3596

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

44	アレクチニブ塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3539から3542まで及び 3551から3555まで	(新設)	(新設)	(新設)
45	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和2年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2519、2520及び 2528から2530まで	(新設)	(新設)	(新設)